

教育委員会制度の見直しを

文部省は、「中立的な行政委員会制度は教育の中立性と継続性を保障する」として教育委員会制度^(注11)の必要性を繰り返し述べています。

しかし、別の角度からみると、これは教育行政が首長権限から独立しているがために、文部省の統制下に置かれやすい構造になっているといえます。

教育委員会も学校も、肝心のところでは、自らの意志と責任において物事を決めることはほとんどありません。通達・通知や「準則」「指針」「要領」などによって基準が決められており、それに沿った「公務」活動を行っているだけです。

地方自治体が、教育行政のあり方についても自己決定できるシステムを確立することが求められています。

地方教育行政法48条^(注12)にある国や都道府県の「指導・助言」を「技術的な助言・勧告」とするとともに、助言は書面によるものとし、透明さと公正さに加えて国および都道府県の権限や関与を限定的なものにしていかなければなり

ません。同時に、文部省からの天下り人事を廃止することです。

また、教育委員会制度をどのように見直すか、あるいは行政委員会という手法を取りやめるかどうかは、地方自治体が最終的に決定すべきものです。

たとえば、教育委員会制度を抜本的に見直し、教育局や子ども局といった一般行政の一分野として位置づける場合には、公正さ、透明さ、参加・監視システムの確保を十分に配慮しなくてはなりません。当面は教育委員会権限の縮小をコンセプトに、市民の意向を反映できる仕組みを作っていくことが大切です。

男女共同参画を推進するためには、教育委員にクォータ制^(注13)を導入したり、会議の原則公開や個々の教育行政に対する改善命令を可能とする「教育オンブズパーソン」^(注14)の設置など監視システムの確立をはかっていく取り組みが求められています。

●教育委員会を一般部局化した場合の試案

			首長部局	行政区単位	中学校区単位	学校単位
教育関係組織	大都市 (政令市)		教育局	行政区教育協議会	———	学校協議会
				———	地域教育協議会	
	中都市 (15万人以上)		教育部	———	地域教育協議会	学校協議会
	小都市 (15万人未満)		教育部	———	地域教育協議会	学校協議会
	町村	1 町村 複数中学校	教育課	———	地域教育協議会	学校協議会
		1 町村 1中学校		———	地域教育協議会兼学校協議会	
複合施設運営組織 (大都市の場合)			市民局	行政区協議会	校区協議会	複合施設運営協議会

※複合施設運営組織の首長部局欄は、「市民局」としてあるが、「教育局」や「福祉局」でもよい。